

# 令和元年あきる野市農業委員会 8 月総会議事録

令和元年 8 月 23 日（金）午後 1 時 30 分、令和元年あきる野市農業委員会 8 月総会は、あきる野市役所別館 3 階、第 1 会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和・谷澤俊明・小田川篤雄・嶋崎三雄・田中正治・田中英雄・小川金二・堀江建夫  
田中克博・宮崎恒雄・平野久雄・唐澤啓治・橋本和夫

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

松村敏郎・坂本博・橋本喜久司・栗原晋二

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 渡邊一彦 ・ 事務局次長 青木邦彰 ・ 事務局 金子公晃、橋爪貴英

議事日程

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について  
第 2 号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

開会 午後1時30分

(事務局長) 皆さま、こんにちは。それでは定刻となりましたので、ただ今から、令和元年あきる野市農業委員会8月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をお願いいたします。

(会長) 皆さま、こんにちは。お忙しい中、総会にお集まりいただきましてありがとうございます。かなり暑い日が続いて水不足だな、なんて思いながら皆さん畑仕事をなさっているかと思うのですが、私もそろそろ降るという天気予報でニンジンを蒔いたのですが、思ったよりの雨の勢いだったものですから、もう10日以上も前に蒔いたんですけれども、今日、朝また改めて見てもみましたら、どこに行っちゃったか分からないという、非常に情けない・・・種を直接蒔くというのはなかなか難しいなと。いつも苗を作って他のものはやるんですけれども、ニンジンは苗を作る訳にはいきませんので、ちょっと今回は失敗したような感じです。それで、降り出したら毎日のように降るようになりまして、またちょっと畑に入りづらい状態が続いて、皆さんもご苦労していると思います。また、先ほど話が出ましたが、生産緑地の500㎡から300㎡に引き下げるといふ、農業委員会としても議会にお願いしていたことが、この12月の議会でもうにか採決されそうな見込みになって参りました。今までですと大きい生産緑地が解除される時に、500㎡を割ると泣く泣く道連れの解除を余儀なくされていたのですが、300㎡までとなりますと、少しでも農地が残せるようになりまして、農業委員会としてはうれしい結果が出ていくのではないかと思います。ぜひ通りますようお願いしまして、今日もよろしくお願ひいたします。

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。それでは諸報告、8月7日、水曜日に、瑞穂町にて開催されました西多摩地区農業委員・農地利用最適化推進委員研修会に、農業委員及び推進委員13名と事務局とで参加いたしました。また、8月21日、水曜日に、代々木区南新宿ビルにて開催されました東京都農業会議臨時総会に事務局が参加いたしました。諸報告は以上です。それでは、本日の署名委員は宮崎委員と平野委員になります。よろしくお願ひします。

(事務局長) ありがとうございます。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしくお願ひいたします。

(議長) はい。本日の出席委員は、農業委員13名、推進委員4名の合計17名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。第1号議案、収受49について、事務局、説明願ひします。

(事務局次長) はい。そうしましたら、お手元の資料の1ページをご覧いただければと思います。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和元年8月23日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第1号議案・収受49 朗読)**

以上でございます。

(議長) はい。それでは収受49につきまして、担当の堀江委員、説明願います。

(堀江委員) はい。先日、19日に事務局の橋爪さんと現地確認に行って来ました。4ページの地図をご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

現状として、もう田んぼはやっていません。それで、もうすでに、□□さんの旦那さんが亡くなって何年か経つのですが、その頃から〇〇さんの方に使ってくれるように頼んでいたみたいで、現状としては夏野菜やサトイモなどがきれいにもう植え付けてある状態で、ちゃんと管理がしてある状態です。〇〇さんはもう●●歳なのですが、秋川ファーマーズセンターの会員で、出荷量も結構ありますし、息子さんがパンとかの加工品を作って、それ以外でも畑の方を週に何回か手伝っているようなので、問題もないと思いますが、ご審議のほど、よろしく願います。

(議長) はい。ただいま、事務局と堀江委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ありますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、質問がないようですので、収受49について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することにいたします。続きまして収受51ですが、こちらは〇〇委員の案件となりますので、〇〇委員には一時退席願います。

(〇〇委員退室)

(議長) それでは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

**(第1号議案・収受51 朗読)**

以上でございます。

(議長) はい。続きまして担当の田中英雄委員、説明をお願いします。

(田中英雄委員) はい。ではご説明いたします。19日に事務局と現地調査に行ってまいりました。案内図は5ページになりますが、場所が分かりづらいため、本人の自宅に行きまして案内をしていただきました。

**(現地案内図 説明)**

現地はきれいになっておりまして、即、畑となるような所でした。この譲渡人は元々この近くの生まれなんですけど、●●●へ越したためにもう畑はできないということで、〇〇さんが買うということになったと伺いました。一応、即、畑になると。現在は何もありません。草もきれいに取ってありまして、●●坪程度ですけれども、非常にきれいにしてありました。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と田中英雄委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ありますか?・・・よろしいですか?

それでは、ないようですので、収受51について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することにいたします。それでは〇〇委員に入ってください。

(〇〇委員入室)

(議長) それでは、続きまして収受53について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、2ページをご覧くださいと思います。

**(第1号議案・収受53 朗読)**

こちらは継続案件となりますので、よろしく願いいたします。

(議長) はい。続きまして担当の唐澤委員、説明願います。

(唐澤委員) はい。現地調査は19日に事務局の橋爪さんと見てまいりました。案内図は6ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

割と広い畑になっておりまして、その半分を貸し出すということで、現況はきれいになって、格別問題はないと思います。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と唐澤委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(橋本喜久司委員) 畑の半分を貸し出すということですが、この切り方ですと畑に入る道がなくなっちゃってる・・・△△さんの畑を突き抜ける形になるのですか？

(事務局) そうです。一部△△さんも入り口として使っているような場所が南側にありまして、そこを使って入って行くような形で・・・

(橋本喜久司委員) 縦割りにした方がいいんじゃないかと思ったので。入る道があるなら・・・

(唐澤委員) あの、地盤が途中で上がっているんですよ。それで一番低い所に道が入っているんです。

(橋本喜久司委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問はございますか？

(松村委員) ここは猶予はどうなっていますか？この空いている方が猶予がかかっているのでしょうか？猶予をかけているという話が・・・

(事務局次長) 確か以前かかっていた、それで切れたので貸し出しをしていると思います。

(松村委員) もう切れているんですね？分かりました。

(議長) 他にご質問はございますか？

(谷澤職務代理) これ、前回の時も3条でしたか？

(事務局) 前回、3条で出しています。

(谷澤職務代理) 利用集積ではなく？

(事務局) 利用集積ではないです。これは△△さんの意向で3条で、ということ。利用集積を、ということをお話しているのですが、3条で、ということをお話がありました。

(議長) 他にご質問は？・・・これは●, ●●●㎡、プラス●, ●●●㎡になるのですか？

(事務局) いいえ。これは更新なので、すでに含まれています。

(議長) 分かりました。他にご質問は？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、収受53について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することにいたします。続きまして収受54について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

**(第1号議案・収受54 朗読)**

こちらも継続となります。以上でございます。

(議長) はい。続きまして担当の唐澤委員、説明願います。

(唐澤委員) はい。同じく19日に事務局と見てまいりました。

**(現地案内図 説明)**

細長い畑で、現在きれいに耕耘されて問題ないと思いますが、ご審議のほど、よろしく願います。

(議長) はい。ただいま、事務局と唐澤委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ありますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、収受54について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することにいたします。続きまして第2号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、3ページをご覧くださいと思います。第2号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。次の申出について、生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明に関する事務処理規程第5条第1項の規定に基づき証明する。令和元年8月23日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第2号議案・番号1 朗読)**

以上でございます。

(議長) はい。続いて担当の谷澤職務代理、説明願います。

(谷澤職務代理) はい。まずこの案件、先月に小作の合意解約が出ました案件となります。地図は7ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

現地調査は事務局と都合が合わず1人で行って来たのですが、現況はサトイモとかその他いろいろ植わっていたのですが、それより多く雑草の方が生えていまして、できないから合意解約をしたということで、その辺は今の現況から見てしょうがないのかなという感じですが、これは主たる従事者証明ということですので、平成●●年の案件なので、詳しいことは事務局の方から説明をしていただきますので、よろしく願いいたします。

(事務局) はい。一応こちらの案件につきましては、生産緑地指定の前から小作人として□□□□さんがやられている中で、生産緑地に指定をしまして、小作人の□□□□さんがお亡くなりになり

なり、先月合意解約が諮られて、小作人の解除をしたことに伴って、生産緑地の買取申出の申請をするために、当時の小作人である□□□□さんがやっていた時に遡った形での従事者証明を出すような形になっております。説明としては以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と谷澤職務代理より説明をしていただきましたが、何かご質問ありますか？

(田中英雄委員) これは、死亡した時に変更はできないのですか？

(事務局次長) □□□□さんの息子さんが返してくれれば、すぐできたと思うのですが・・・。

(田中英雄委員) うちの方でも、貸してある所が、やはりこれと同じ事例でやってたんですけど、貸した人が死亡したことを知らなくて、ずっと後になってから・・・。まだ名義変更してないんですけど、生産緑地として貸しっぱなしなんですけど・・・。

(事務局次長) 小作台帳に正式に載っていれば権利は相続があってもそのまま、合意解約が諮られない限り引き継がれてしまうので、本来ですと農業委員会の方に相続がありました、と継続の届け出をいただいて、息子さんなり相続人がまた小作という扱いに・・・

(田中英雄委員) それは借りている人がするのですか？貸している人がするのですか？

(事務局次長) 貸りている方が、本人から申し出がないとこちらで把握できませんので、死亡したら一応相続人の届け出という形でいただければと・・・。

(田中英雄委員) 相続できるからいいんですけどね。そういう事例が私もあったので・・・。亡くなったことを分からない場合が・・・。

(事務局次長) そうですね。亡くなった時には必ず所有者さんに連絡するなり、農業委員会に届け出をしてください、とお願いしているのですが、なかなか・・・そのままになっている可能性のある所がありますので。

(議長) 他にご質問はございますか？

(嶋崎委員) ちょっと教えてください。これは、〇〇さんがちゃんとやっていたかどうか、という話ですか？

(谷澤職務代理) 違います。

(嶋崎委員) 違うのですか？

(事務局) 小作人の方が・・・

(嶋崎委員) 小作人がちゃんとやっていたかどうか、という話ですか？と言うことは、●●年以前にずっとやってましたよ、という証明は誰がするのですか？

(事務局次長) 農業委員会です。

(嶋崎委員) 農業委員会？農業委員会の人みんなご存じなんですか？ここをやっていたかどうか、ということ。

(事務局次長) そこが、時間が経つとなかなか確認できないことがあるので、それは担当の農業委員さんが近所の人に聞いてもらったりとか、過去にこういう人がやっていたということが確認できれば・・・。ただ、亡くなって主たる従事者証明を取るには、10年20年経ってしまうと確認ができない場合があるので、そういう時は主たる従事者証明が出せません、という形になります。

(嶋崎委員) それで、今の説明ですと、これまではできてたよ、という話ですか？

(事務局) そうですね。それは確認していただいています。

(嶋崎委員) それは、いろいろ聞き回って？

(事務局) そうですね。周りの農家さんに聞いたりとか、というところですね。

(嶋崎委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、番号1について、小作人、□□□□さんは、農業の主たる従事者であったことを証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。続きまして報告事項に移ります。専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは令和元年8月の専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

**(専決報告 朗読)**

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、9月25日、水曜日、午後1時30分から、あきる野市役所5階、503会議室で行う予定です。よろしく願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後1時55分